

「守る」技術で、つながる、未来へ



第73期 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面にて議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。ご来場いただく場合は、受付での検温・手指の消毒、会場でのマスク着用にご協力願います。なお、発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございます。詳しくは、当社WEBサイトに掲載させていただいております。

開催
日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
Daiwa東日本橋ビル6階

（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご覧ください。）

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、**2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで**に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

目次

■ 第73期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
添付書類	
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	33
■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	36
■ 計算書類	39
■ 会計監査人の監査報告書	42
■ 監査役会の監査報告書	45

(証券コード1929)
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
日 特 建 設 株 式 有 限 公 司
代表取締役社長 永井典久

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
Daiwa東日本橋ビル6階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 株主総会の目的である事項

報 告 事 項

1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日前3日までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.nittoc.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<https://www.nittoc.co.jp>) にて、修正後の内容を開示いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分につきましては、企業体質の強化や内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら株主の皆様への安定的な利益還元に努め、当期の業績や経営環境などを勘案して決定することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金28円

総額1,167,873,840円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、人格、見識、実績等を勘案し当社独立社外取締役、顧問弁護士を委員に含む任意の「指名・報酬委員会」の審議を経たうえで決定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
1	ながいのりひさ 永井典久 (1952年9月4日生)	1978年4月 当社入社 2005年4月 当社営業本部営業部長 2006年4月 当社技術本部技術営業グループ部長 2008年4月 当社技術本部副本部長 2008年7月 当社執行役員技術本部副本部長 2009年4月 当社執行役員技術本部長 2009年6月 当社常務執行役員技術本部長 2011年4月 当社常務執行役員東北支店長 2014年4月 当社常務執行役員事業本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長 2015年6月 当社取締役執行役員副社長事業本部長 2017年4月 当社代表取締役社長(現任)	16,778株
		【取締役候補者とした理由】 永井典久氏は、2017年4月から代表取締役社長を務めており、取締役会議長として取締役会を適切に運営してきました。同氏は、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と見識を有しており、その卓越したリーダーシップにより当社の更なる企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
2	おくみやすのぶ 屋宮康信 (1958年9月24日生)	<p>1981年4月 当社入社 2002年4月 当社大阪支店工事部長 2005年4月 当社大阪支店次長 2006年4月 当社事業本部事業管理部長 2007年4月 当社事業本部副本部長 2007年7月 当社執行役員事業本部副本部長 2008年6月 当社取締役経営企画室担当 2008年7月 当社取締役経営企画室担当兼内部統制推進室担当 2009年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当兼内部統制推進室担当 2011年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長 2012年6月 当社取締役専務執行役員事業本部長 2014年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 2016年3月 PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA 代表取締役社長 2016年6月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長兼海外管掌 2017年4月 当社取締役執行役員副社長経営戦略本部長兼海外管掌 2018年7月 PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA 代表コミサリス 2019年1月 愛媛アースエンジニアリング株式会社取締役 2019年4月 当社取締役執行役員副社長海外・子会社管掌(現任) 2019年6月 PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 屋宮康信氏は、2019年4月から取締役執行役員副社長海外・子会社管掌、2019年6月からPT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA取締役を務めており、当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行い、海外への事業進出に関しても卓越したリーダーシップを発揮しております。同氏の経営全般に関する豊富な経験と見識は、当社の更なる企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	26,401株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
3	さこだ あきら 迫田 朗 (1957年1月6日生)	<p>1981年4月 当社入社 1999年12月 当社事務管理本部企画室長 2000年4月 当社社長室長 2005年7月 当社執行役員管理本部総務部長 2006年4月 当社執行役員東京支店副支店長兼事務管理部長 2009年4月 当社執行役員管理本部副本部長 2009年6月 当社常務執行役員管理本部副本部長 2012年4月 当社常務執行役員管理本部長 2012年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2015年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長 2019年6月 当社取締役執行役員副社長管理本部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 迫田 朗氏は、2019年6月から取締役執行役員副社長管理本部長を務めており、働き方改革の実現を軸に、情報管理体制の強化、ITを活用した業務改革や人材の確保と育成を推進しており、これらの経験と実績を活かすことで、当社の更なる企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	15,460株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
4	やま だ ひろし 山 田 浩 (1957年9月25日生)	1981年4月 当社入社 2004年4月 当社技術本部法面部長 2004年8月 当社札幌支店次長兼技術部長 2006年4月 当社札幌支店事業部技術部長 2008年4月 当社技術本部副本部長 2008年7月 当社執行役員技術本部副本部長 2009年6月 緑興産株式会社取締役 2012年6月 当社常務執行役員技術本部副本部長 2014年4月 当社常務執行役員技術本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長 2019年6月 当社取締役専務執行役員技術本部長 2020年4月 当社取締役専務執行役員技術開発本部長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 山田 浩氏は、2020年4月から取締役専務執行役員技術開発本部長を務めており、時代のニーズに対応した技術開発、改良を推進し、その豊富な経験と専門的な知見を活かすことで、ICTなどの活用による、施工の省力化・自動化を実現する技術の開発などで当社の更なる企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	9,450株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
5	かわぐちとしかず 川口利一 (1961年2月26日生)	<p>1983年4月 当社入社 2006年4月 当社管理本部経理部長 2007年6月 緑興産株式会社取締役 2008年7月 当社執行役員管理本部経理部長 2012年4月 当社執行役員管理本部副本部長兼経理部長 2013年4月 当社執行役員経営企画室長兼企画部長 2014年4月 当社執行役員経営戦略本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長 2014年6月 当社常務執行役員経営戦略本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長 2014年8月 緑興産株式会社取締役(現任) 2018年7月 PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA コミサリス 2019年4月 当社常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼関連事業部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼関連事業部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 緑興産株式会社 取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 川口利一氏は、2019年6月から取締役常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼関連事業部長を務めており当社グループの経営全般に関し豊富な経験と見識を有しており、経営戦略等の策定、実行を通じ当社の更なる企業価値向上へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	5,689株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

個別計算書類等

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
6	おおつかまさし 大塚雅司 (1956年6月25日生)	<p>1977年4月 当社入社 1998年4月 当社東北支店営業部長 2002年4月 当社東北支店次長 2006年4月 当社東北支店事業部長 2008年4月 当社札幌支店事業部長 2010年4月 当社札幌支店長 2011年4月 当社執行役員札幌支店長 2014年4月 当社執行役員事業本部副本部長 2015年4月 当社執行役員事業本部副本部長兼事業管理部長 2017年4月 当社執行役員大阪支店長 2017年6月 当社常務執行役員大阪支店長 2019年1月 愛媛アースエンジニアリング株式会社取締役 2019年4月 当社常務執行役員安全環境品質本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員安全環境品質本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 大塚雅司氏は、2019年6月から取締役常務執行役員安全環境品質本部長を務めており、当社グループのこの分野における豊富な経験と幅広い知見を有しており、安全・安心な職場環境を構築し、更なる企業価値向上に寄与できると判断し引き続き取締役候補者いたしました。</p>	8,158株
7	わだやすお 和田康夫 (1959年1月27日生)	<p>1981年4月 当社入社 2005年4月 当社東京支店工事部付部長 2006年4月 当社経営企画室企画部次長 2007年4月 当社経営企画室企画部長 2007年10月 当社執行役員経営企画室長 2009年4月 当社執行役員東京支店副支店長 2013年4月 当社執行役員名古屋支店長 2018年4月 当社執行役員事業本部副本部長 2019年4月 当社執行役員事業本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 和田康夫氏は、2019年6月から取締役常務執行役員事業本部長を務めており、当社グループの経営及び現場全般に関し豊富な経験と見識を有しており、市場の期待に応え事業拡大を推進し、更なる企業価値向上に寄与できると判断し引き続き取締役候補者いたしました。</p>	13,686株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
8	あ そう いわお 麻 生 巖 (1974年7月17日生)	<p>1997年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現、株式会社新生銀行） 入行</p> <p>2000年 6月 麻生セメント株式会社（現、株式会社麻生） 監査役</p> <p>2001年 6月 同社取締役</p> <p>2001年 8月 麻生セメント株式会社取締役</p> <p>2005年12月 株式会社ドワンゴ 社外取締役</p> <p>2006年 6月 株式会社麻生代表取締役専務取締役</p> <p>2008年10月 同社代表取締役副社長</p> <p>2010年 6月 同社代表取締役社長（現任）</p> <p>2014年 6月 当社社外取締役</p> <p>2015年12月 株式会社アイレップ 社外取締役</p> <p>2016年 1月 麻生セメント株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>2016年10月 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 社外取締役</p> <p>2017年 6月 都築電気株式会社 社外取締役</p> <p>2018年10月 当社取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社麻生 代表取締役社長 麻生セメント株式会社 代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 麻生 巖氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
9	わたなべまさゆき 渡邊雅之 (1970年5月2日生)	<p>1998年4月 総理府（官房総務課）入府 2001年10月 アンダーソン・毛利法律事務所（現、アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 2001年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2009年8月 弁護士法人三宅法律事務所入所 2011年5月 同パートナー（現任） 2014年6月 株式会社王将フードサービス社外取締役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 株式会社王将フードサービス 社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 渡邊雅之氏は、弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位および担当	所有する 当社株式数
10	なかむらかつお 中村克夫 (1950年4月16日生)	<p>1974年4月 陽光株式会社入社 1975年10月 株式会社セントラルコーポレーション（現、株式会社セントラルアメニティサービス）入社 1991年10月 同社代表取締役社長 2004年8月 陽光株式会社代表取締役社長 2008年5月 日本大学法学部校友会会長 2008年9月 日本大学評議員 2011年9月 日本大学理事 2014年8月 株式会社セントラルアメニティサービス代表取締役会長（現任） 2014年8月 陽光株式会社代表取締役会長（現任） 2014年9月 日本大学常務理事 2017年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社セントラルアメニティサービス 代表取締役会長 陽光株式会社 代表取締役会長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 中村克夫氏は、経営者としての豊富な経験を有し、また、日本大学の要職を歴任しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 渡邊雅之、中村克夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本総会において渡邊雅之、中村克夫の両氏の選任が承認された場合には、両氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 麻生 巖氏は、当社の親会社である株式会社エーエヌホールディングスの完全親会社である株式会社麻生の代表取締役社長であります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
渡邊雅之氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。中村克夫氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
6. 非業務執行取締役候補者との責任限定契約について
当社は、麻生 巖、渡邊雅之、中村克夫の3氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において3氏の再任が承認された場合、3氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件としその任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する 当社株式数
まなべともひこ 真鍋朝彦 (1963年10月3日生)	1991年10月 太田昭和監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年4月 公認会計士登録 2007年5月 EY新日本有限責任監査法人 社員就任 2010年7月 税理士法人高野総合会計事務所 社員就任 2013年7月 同社シニアパートナー（現任） 2015年5月 フロイント産業株式会社 社外取締役（現任） 2015年6月 日本出版販売株式会社（現、日版グループホールディングス株式会社） 社外監査役（現任） 2017年6月 出版共同流通株式会社 社外監査役（現任） 2019年3月 ヒューマンズデータ株式会社 社外監査役（現任） 2019年6月 公益財団法人中部奨学会 評議員（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人高野総合会計事務所 シニアパートナー フロイント産業株式会社 社外取締役 日版グループホールディングス株式会社 社外監査役 出版共同流通株式会社 社外監査役 ヒューマンズデータ株式会社 社外監査役 公益財団法人中部奨学会 評議員 【社外監査役候補者とした理由】 真鍋朝彦氏は、公認会計士として培われた企業会計の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。	0株

(注) 1. 候補者真鍋朝彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

①候補者真鍋朝彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

②監査役との責任限定契約について

当社では、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において監査役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結しております。これにより当社は、真鍋朝彦氏が、社外監査役に就任した場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。以上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移していました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は経済に大きな影響を与えており、景気の先行きについては不透明な状況が一段と強まっております。

建設市場におきましては、公共建設投資については、底堅く推移しており、民間設備投資についても、企業収益の改善を背景に増加傾向にありました。また、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染拡大による影響は、感染の本格化が年度末であったことにより軽微でありました。

このような事業環境の中で、当社グループは、2017年5月9日に公表した中期経営計画2017(2017年度～2019年度)において、「Next Challenge」をテーマにこの3年間を「我が国のインフラが新設から補修・更新に転換する新たな時代に向けての成長基盤を構築する期間」として位置づけ、法面工事のトップ企業を目指すとともに、地盤改良工事及び法面補修工事の受注拡大等を目指し、その達成に向け、全役職員が一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

受注高、売上高、損益

災害復旧工事などの法面工事の受注が増えた結果、受注高は、65,529百万円（前連結会計年度比5.3%増）となり、売上高及び損益は、第1四半期の施工増加、暖冬により降雪地で下期に施工が進んだこと等による売上高の増加により、売上高は、65,516百万円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。また、利益重視の受注活動に加え、過年度から繰り越した大型工事の利益改善もあり、営業利益は4,903百万円（前連結会計年度比23.5%増）、経常利益は4,880百万円（前連結会計年度比21.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,258百万円（前連結会計年度比19.7%増）となりました。

(2) 事業別の状況

事業別受注高・売上高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分		前 期 繰 越 工 事 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 工 事 高
建 設 事 業	基 礎	39,148	62,510	62,903	38,755
	土 木	696	2,515	2,097	1,114
	地質コンサルタント	140	347	360	127
そ の 他		－	155	155	－
計		39,984	65,529	65,516	39,997

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は381百万円であります。
このうち主なものは工事用機械の購入であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第 70 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第 71 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第72期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第73期 (当期) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	62,869	64,844	62,237	65,529
売 上 高 (百万円)	57,174	62,943	63,264	65,516
経 常 利 益 (百万円)	3,555	4,119	4,004	4,880
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,342	2,688	2,721	3,258
1 株 当 た り 当期純利益 (円)	55.03	64.13	65.24	78.12
総 資 産 (百万円)	44,225	48,142	49,048	50,159
純 資 産 (百万円)	21,813	23,256	24,676	26,550
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	509.02	554.76	588.33	632.68

(10) 対処すべき課題

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により開催予定の東京オリンピック・パラリンピックも延期となるなど、世界的混乱により予測不能な幕開けとなりました。建設業界についても影響を受ける懸念もありますが、近年の自然災害の頻発と激甚化を踏まえた「国土強靱化」政策のもと、当社が得意とする防災・減災関連の公共事業は引き続き発注されるものと考えております。一方、建設業界においては、少子高齢化による働き手不足、長時間労働からの脱却による働き方改革の実現は急務であり、それに加え生産性の向上が重要な課題になります。

このような事業環境の中で、当社グループは、2020年5月8日に公表しました中期経営計画2020（2020年度～2022年度）において、「Next Challenge Stage II」をテーマにこの3年間の事業戦略を「働き方改革の実現を軸に働き手の確保と生産性の向上を図る」とともに、「顧客信頼を確保し、市場の期待に応え事業拡大を図る」、同時に「長期的な建設市場の変化を見据え、維持補修分野における技術力・営業力を強化し、優位性のある技術開発でシェアの拡大を目指す」とし、事業戦略を実現するための課題として、人的資源の確保と育成、生産性の向上、法面補修技術の開発、海外事業の強化などの新しい分野への挑戦に取り組んでまいります。

具体的な営業面の目標は、地盤改良工事拡大（完成工事高200億円）、法面補修工事拡大（完成工事高100億円）としており、当社はその達成に向け、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

当社グループは、斜面・のり面対策などの環境・防災技術、既設構造物の補修・補強などの維持補修技術、地盤改良・薬液注入・杭基礎などの都市再生技術に関して数多くの施工実績を積むとともに、その時代のニーズに対応した技術開発・改良を行ってまいりました。これらの技術と経験を活かし、今後も本分野でのシェア拡大を図るとともに、ICTなどの積極的な活用により、施工の省力化・自動化を実現する技術の開発を促進し、現場での適用も進めてまいります。

近年、市場に投入した主な技術および研究開発事項は以下のとおりです。

(1) 斜面・のり面対策

①既設盛土の補強対策

鉄道、道路などの既設盛土の補強を目的とした地山補強土工法を開発しています。

特殊注入材を用いた加圧注入により注入体を拡張させることで、通常の地山補強土工より大きな引抜き耐力を実現する地山補強土工法の開発をしています。補強材の打設本数を削減することができるため、工期短縮や経済的な地山補強を可能にします。

また、粘性土地盤において、スクリュー杭を回転挿入することで、スクリューと地山の摩擦抵抗により通常の地山補強土工と同等の引抜き耐力を発揮する地山補強土工法の開発をしています。工期短縮とともに、施工機械の小型化により狭隘場所での施工を可能にします。

②国内初の既設アンカー鋼線切断除去工法【Bite off工法】

独自に開発した特殊ビットを使用し、既設アンカー鋼線を切断除去する工法です。撤去後、同じ場所に新たなアンカーを設置できることから、高度経済成長期に多数整備されたのり面構造物の老朽化対策や長寿命化といった課題の解決が可能になります。

今後は、小型軽量化を図るなど、さらなる技術の改良を行い、市場の拡大と技術の推進を図っていきます。

(2) ICTの活用、3次元データの可視化・利活用に関する技術開発

①ICT地盤改良の推進【高精度施工管理システム】

国土交通省が進めるICT地盤改良の普及に應えるため、当社の主力分野である高圧噴射攪拌工事、機械攪拌工事、薬液注入工事で適用可能な高精度施工管理システムを開発しました。機械の位置誘導、施工管理帳票の作成を行うほか、得られた施工データの3次元表示も可能です。

②地盤改良の見える化・自動化【Grout Conductor】

地盤改良工の施工履歴データを活用し、施工や出来形管理などの効率化を図るシステムを構築し、現場に適用しています。「Grout Conductor」により、1台で最大8セットの流量計およびグラウトポンプを自動制御するとともに、「Grout Conductor」から出力した流量・注入圧力データを「薬液注入データ管理システム」で読み込むことにより、流量・圧力の3次元表示や、日報・チャートの出力が可能になるため、日々の管理作業の省力化につながります。

③ICTのり面工の本格的展開【のり面ICT】

のり面工の多様な測量メニューの整備と現場技術力の向上により、現場の生産性向上を目指しています。

斜面条件に応じて、UAV（無人航空機）による写真測量、地上型レーザースキャナ、UAVレーザ測量を使い分け、最適な計測方法の提案をするとともに、取得した3D点群データを、施工したのり枠の寸法測定や面積算出などに活用することにより、従来手法の測量作業に比べて4割程度の効率化を図ることが可能となりました。

さらに今後は、取得した3次元点群データを画像解析技術やAI（人工知能）などを利用して有効活用する方法も検討していきます。

(3) 文化財斜面防災

①文化財土砂災害防止技術の研究

立命館大学と共同で、文化財の斜面防災技術の研究を行っています。

清水寺をフィールドとして、UAVやレーザースキャナによる3次元測量データを用いた地表面形状の監視技術の開発、IoT技術を活用した斜面モニタリング技術の開発を行っています。経年的な斜面変状特性を把握することにより、貴重な文化財を土砂災害から守る技術手法の確立を目指しています。

②文化財・史跡の復旧・復元の実績を伸ばす【ジオファイバー工法】

砂質土と連続繊維を混合した連続繊維補強土を用いたのり面保護工です。のり面の全面緑化が可能でセメントを使用しないことから、環境への配慮が必要とされる現場で数多く採用され3,500件以上の施工実績があります。

30年以上の施工実績を持つ本工法は、施工機械の自動化などの改良を重ね、現在も施工実績を伸ばすとともに、のり面保護機能と環境への配慮を兼ね備えた工法として、清水寺を始め、これまでに120件以上の文化財・史跡およびその周辺環境の復旧や復元に採用されています。

※ジオファイバー工法は、2016年度準推奨技術（新技術活用システム検討会議（国土交通省））に選定されています。

(11) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、企業体質の強化や内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら株主の皆様への安定的な利益還元に努め、当期の業績や今後の経営環境などを勘案して決定することを基本方針としております。

上記の方針に加え、次期以降の3年間につきましては、2020年5月8日に公表しました中期経営計画2020（2020年度～2022年度）において、積極的な設備投資も計画しており、配当性向については40%以上を目標としております。

(12) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者として、2016年10月25日国土交通大臣許可（特-28）第211号の更新許可をうけ、土木、建築およびこれらに関連する事業を行っております。また、子会社は土木工事、緑化資材の販売および保険の代理業務を行っております。

(13) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所等

本店	東京都中央区東日本橋三丁目10番6号	
支店	札幌支店（札幌市厚別区）	名古屋支店（名古屋市中区）
	東北支店（仙台市太白区）	大阪支店（大阪市中央区）
	東京支店（東京都中央区）	広島支店（広島市中区）
	北陸支店（新潟市中央区）	九州支店（福岡市博多区）

② 重要な子会社の主要な営業所

緑興産株式会社	本店	東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
山口アースエンジニアリング株式会社	本店	山口県山口市平野二丁目3番13号
島根アースエンジニアリング株式会社	本店	島根県松江市津田町310番地1
愛媛アースエンジニアリング株式会社	本店	愛媛県松山市天山二丁目6番12号
PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA	本店	インドネシア共和国南ジャカルタ市

(14) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

区 分	従業員数（前期末比増減）
男 性	1,013名（14名増）
女 性	172名（11名増）
計	1,185名（25名増）

（注）従業員数は、有期労働契約に基づく常用労働者260名を含めて記載しております。

(15) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社三菱UFJ銀行	152
株式会社みずほ銀行	50

(注) 取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約 (融資限度額2,200百万円) を締結しております。

(16) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	属性	親会社の当社への出資比率	主要な事業内容
株式会社エーエヌホールディングス	親会社	直接55.0%	他の会社の株式または持分の取得及び保有
株式会社麻生	親会社	間接55.0%	医療関連事業 環境関連事業 建設関連事業 不動産事業

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
緑興産株式会社	31百万円	100%	損害保険代理業 建設材料等販売業 土木工事業
山口アースエンジニアリング株式会社	20百万円	100%	土木工事業
島根アースエンジニアリング株式会社	10百万円	100%	土木工事業
愛媛アースエンジニアリング株式会社	40百万円	100%	土木工事業
PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA	51,000百万インドネシアルピア	65%	土木工事業

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

④ 企業結合の経過

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 企業結合の成果

「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(17) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式総数 43,919,291株（うち自己株式 2,209,511株）
- ③ 株 主 数 9,108名（前期末比 306名増）

(2) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 エ ー エ ヌ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	24,155	57.91
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,206	2.89
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,158	2.78
日 特 建 設 社 員 持 株 会	1,082	2.60
竹 内 理 人	590	1.41
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	550	1.32
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	500	1.20
日 特 建 設 持 株 協 力 会	382	0.92
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	369	0.89
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	368	0.88

(注) 当社は、自己株式2,209千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況（2020年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	永 井 典 久		
取 締 役	屋 宮 康 信	海外・子会社管掌	PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA 取締役
取 締 役	迫 田 朗	管理本部長	
取 締 役	山 田 浩	技術本部長	
取 締 役	川 口 利 一	経営戦略本部長兼経営 企画部長兼関連事業部長	緑興産株式会社 取締役
取 締 役	大 塚 雅 司	安全環境品質本部長	
取 締 役	和 田 康 夫	事業本部長	
取 締 役	麻 生 巖		株式会社麻生 代表取締役社長 麻生セメント株式会社 代表取締役社長 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
取 締 役	渡 邊 雅 之	(社外取締役)	株式会社王将フードサービス 社外取締役
取 締 役	中 村 克 夫	(社外取締役)	株式会社セントラルアメニティサービス 代表取締役会長 陽光株式会社 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	松 本 信 夫		島根アースエンジニアリング株式会社 監査役 山口アースエンジニアリング株式会社 監査役 愛媛アースエンジニアリング株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	磯 野 眞 幸	(社外監査役)	緑興産株式会社 監査役 PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA コミサリス
監 査 役	小 野 淳 史	(社外監査役)	小野淳史公認会計士事務所 所長 エスディーテック株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 屋宮康信氏は、2019年6月28日付けにてPT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIAの取締役役に就任いたしました。同社は、当社の子会社であります。
2. 取締役 川口利一氏は、緑興産株式会社の取締役を兼任しており、同社は当社の子会社であります。
3. 渡邊雅之、中村克夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役 磯野眞幸、監査役 小野淳史の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役 磯野眞幸氏は、大手金融機関において、要職を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査役 小野淳史氏は、公認会計士として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 取締役 渡邊雅之、中村克夫、常勤監査役 磯野眞幸の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

退任時の当社における地位	氏名	退任時の重要な兼職の状況	退任日	退任理由
代表取締役会長	中森 保	—	2019年6月21日	任期満了
取締役	中牟田憲吾	—	2019年6月21日	任期満了
取締役	和田雅之	—	2019年6月21日	任期満了

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役および監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の状況

① 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2)	231 (13) 百万円	(注)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	40 (22)	(注)

- (注) 1. 取締役の支給人員、支給額は、2019年6月21日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 上記のほか社外役員が当社子会社から役員として受けた当事業年度の報酬額は1,200千円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第56期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第47期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。
5. 取締役の報酬額には、役員賞与引当金繰入額38百万円が含まれております。

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動による役員賞与で構成されており、報酬決定のプロセスに公正性と透明性を確保するため、独立社外取締役、顧問弁護士を委員とした任意の指名・報酬委員会にて、会社の業績、職位、中長期的な重要施策の進捗状況などを総合的に判断して決定しています。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況
イ. 社外取締役の兼職の状況

氏名	会社名	役職名
渡邊 雅之	弁護士法人三宅法律事務所 株式会社王将フードサービス	パートナー 社外取締役
中村 克夫	株式会社セントラルアメニティサービス 陽光株式会社	代表取締役会長 代表取締役会長

- (注) 1. 渡邊雅之氏は、弁護士法人三宅法律事務所の弁護士であり、株式会社王将フードサービスの社外取締役を兼任しておりますが、弁護士法人三宅法律事務所、および株式会社王将フードサービスと当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 中村克夫氏は、株式会社セントラルアメニティサービスの代表取締役会長であり、陽光株式会社の代表取締役会長を兼任しておりますが、株式会社セントラルアメニティサービス、および陽光株式会社と当社との間に特別な利害関係はありません。

ロ. 社外監査役の兼職の状況

氏名	会社名	役職名
磯野 眞幸	緑興産株式会社 PT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIA	監査役 コミサリス
小野 淳史	小野淳史公認会計士事務所 エスディーテック株式会社	所長 監査役

- (注) 1. 磯野眞幸氏は、緑興産株式会社の監査役、およびPT NITTOC CONSTRUCTION INDONESIAのコミサリスを兼任しており、両社は、当社の子会社であります。
2. 小野淳史氏は、小野淳史公認会計士事務所の所長およびエスディーテック株式会社の監査役を兼任しておりますが、当社との間に特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	当社での主な活動状況
取締役	渡邊 雅之	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%で、弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識、見地から議案審議等について発言を適宜行っております。
取締役	中村 克夫	当事業年度開催の取締役会の出席率は75%で、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から議案審議等について発言を適宜行っております。
常勤監査役	磯野 眞幸	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%、監査役会の出席率は100%で、財務および会計の専門的見地から議案審議等について発言を適宜行うとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。
監査役	小野 淳史	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%、監査役会の出席率は100%で、公認会計士としての専門的見地から議案審議等について発言を適宜行うとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	百万円 46
②	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性、妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人において下記の①に該当すると認められる事由がある場合には、解任する方針であります。また、会計監査人において下記の②に該当する場合には、会計監査人の解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

- ①会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合。
- ②公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合あるいは会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、会計監査の実施状況、総合的能力等の観点から会計監査人として監査を遂行するに不十分であると判断される場合。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

I. 内部統制システムについて

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念を実践するために得意分野である基礎工事に経営資源を集中し、社会ニーズである環境・防災技術の開発・改良を進めている。

◆経営理念

- ・使命 (Mission)
安全・安心な国土造りに貢献する会社
- ・価値観 (Value)
基礎工事における総合技術力と効率的な経営
- ・あるべき姿 (Vision)

信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート

また、当社では、社会から信頼と企業価値を高めるために、“内部統制（コンプライアンス、リスク管理）の強化”を、経営の最重要課題として取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を構築することが、経営の責務であり、取締役会で内部統制システムの基本方針を決議した。

2. 内部統制システム構築に関する基本方針

①取締役、使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 社外取締役を選任し、取締役の職務執行を取締役会で報告させることにより法令及び定款適合性を監視する。
- (イ) コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制の規程を整備する。当社グループの全使用人に法令遵守の「誓約書」を提出させ、啓発活動を行う。
- (ウ) 社長は、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置して全使用人に法令、定款及び各種管理規則・規程の周知徹底及び遵守を図る。
- (エ) 取締役会の下に、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを定めるとともに、その進捗管理を行う。また、コンプライアンス委員会で協議・決定事項については取締役会へ報告する。

- (オ) 独占禁止法及び建設業法並びに労働安全衛生法については、コンプライアンス委員会の下に小委員会を設置し、これら法令に関する教育計画の作成及び営業担当者、工事担当者を対象にした研修を定期的に行う。
- (カ) 当社グループを対象として、法令違反や社内不正などの防止及び早期発見を目的とした企業倫理ヘルプライン制度を設け、コンプライアンスに関する相談・通報・監視の補完を図る。その窓口には、社内のほか外部の弁護士を充てる。また、法令・規則規程違反や社内不正の事実が発生した場合は、賞罰委員会で審議し、その処分を社長が決定する。
- (キ) 財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所規則との適合性を確保するため、社長は経営戦略本部 内部統制部を指揮して整備及び運用についての評価をするとともに、必要に応じて業務プロセス及び規程の見直しを関係部署に指示する。また、財務報告に係る内部統制の評価報告書を取締役に提出し報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (ア) 取締役の職務に関する各種の文書、帳票類の作成・保存・管理については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき行う。
- (イ) 重要な会社情報については、法令、東京証券取引所規則及び社内規程等に従い、適時かつ適切に開示する。
- (ウ) 情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- (エ) 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 当社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理に関して、リスク管理規程に定める。
- (イ) 部署毎に統制すべきリスクを明確化してリスク管理プログラムにより統制活動を行う。
- (ウ) 取締役会の下に社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、部署のリスク管理プログラムの進捗管理を行い、取締役会に報告する。
- (エ) 危機管理規程に基づき、有事の際の迅速かつ適切な危機管理体制を構築する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役会は取締役、使用人が共有する経営方針を定め、業務執行取締役はその経営方針に沿った各部署の目標と達成の方法を実行計画に定める。
 - (イ) 業務執行状況については、毎月開催する業務執行者会議・経営会議にて確認する。また、取締役会は、業務執行取締役より四半期ごとにその報告を受け、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務を遂行する体制を確保する。
- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 関係会社管理規程に基づいて経営戦略本部 関連事業部が所管部署として、子会社の業務の内部統制を行う。また、当社より取締役を派遣し、子会社取締役の職務執行を監視する。
 - (イ) 子会社のコンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社の規則規程に基づいた運用を図る。また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、子会社に進捗状況の報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。
 - (ウ) 経営戦略本部 関連事業部は、子会社の関連する業務についてその適正及び進捗状況について監視・監督を行い、当社会議等で報告をする。また、重要事項については、子会社で機関決定する前に経営戦略本部 関連事業部に報告を求め、必要に応じて当社取締役会での承認を求める。
- ⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、配置に当たっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。
 - (イ) 監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び所属部署長の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 取締役又は使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び企業倫理ヘルプラインへの通報情報をすみやかに報告する体制を整備する。
 - (イ) 報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。
- (イ) 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
- (ウ) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、監査部とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。

⑨内部統制における監視体制

- (ア) 内部統制システムの有効性を監視するため、取締役会は、直轄の内部監査組織として監査部を設置する。
- (イ) 取締役会は、当社グループの業務執行取締役・使用人の職務執行が法令及び規則規程に適合し、有効に機能しているかを監査部に定期的に監査させて、その報告を受ける。
- (ウ) 取締役会は、社長から、経営戦略本部 内部統制部が作成した財務報告に係る内部統制の評価報告書の提出を受ける。
- (エ) 取締役会は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会からコンプライアンスプログラムの実行状況等について報告を受ける。
- (オ) 取締役会は、社長を委員長とするリスク管理委員会からリスク管理プログラムの実行状況等について報告を受ける。
- (カ) 取締役会は、上記の報告に基づき、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務の適正を継続的に確保する。

II. 反社会的勢力排除について

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、次の通り、決議した。

1. 当社は、「行動規範」(コンプライアンス基本方針)において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には厳しく対処すると定め、全使用人に周知する。
2. 反社会的勢力からの不当な要求等については、外部の専門機関(顧問弁護士、警察署、特殊暴力防止対策連合会等)と連携し、不当要求等に応じない体制を整えて一層の充実に努める。
3. 反社会的勢力による不当な要求等に対応する使用人の安全を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、当事業年度において取締役会を16回開催しております。取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成し、監査役3名も出席し、業務執行の意思決定及びその監督を行いました。

当社の、経営・業務執行の意思決定においては、取締役会のほか、経営会議、業務執行者会議等を通じて透明性、監督機能を果たしております。

当社子会社については、「関係会社管理規程」に基づき職務の執行状況についての報告を受け、適宜助言・指導を行い、重要な事項は当社取締役会において審議し、当社子会社の適正な業務運営の管理実現に努めました。

- ②当社は、各部署及び当社子会社にコンプライアンス推進責任者を配置して、全使用人にコンプライアンス研修を実施し、法令、定款及び各種管理規程・規則の周知徹底及び遵守を図り、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、当社及び当社子会社を対象としたコンプライアンスプログラムを定め、その進捗管理を行い協議・決定事項については取締役会に報告いたしました。

また、「リスク管理規程」に基づき、当社及び当社子会社の部署毎に統制すべきリスクを明確化してリスク管理プログラムにより統制活動を行い、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会において、当社及び当社子会社のリスク管理プログラムの進捗管理を行い、取締役会に報告いたしました。

- ③監査役は、監査役会において定めた監査計画を策定し、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、当社代表取締役社長、会計監査人、監査部、当社子会社取締役とそれぞれ定期的に意見交換会を実施し、会計監査人、監査部と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

- ④内部監査組織である監査部は、当社の各部門の業務執行及び当社子会社の業務、内部統制監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めてはおりません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	41,003	流 動 負 債	19,214
現金及び預金	18,713	支払手形・工事未払金等	11,365
受取手形・完成工事未収入金等	17,317	短期借入金	274
電子記録債権	2,435	リース債務	12
商 品	14	未払法人税等	1,189
販売用不動産	0	未成工事受入金	2,087
未成工事支出金	1,850	預り金	199
材料貯蔵品	161	完成工事補償引当金	41
未収入金	398	工事損失引当金	1
その他	114	賞与引当金	1,370
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	43
固 定 資 産	9,155	その他の	2,630
有形固定資産	5,398	固 定 負 債	4,394
建物・構築物	1,769	長期借入金	278
機械・運搬具・工具器具備品	897	リース債務	9
土地	2,652	退職給付に係る負債	4,069
リース資産	24	その他	37
建設仮勘定	52	負 債 合 計	23,608
その他の	2	純 資 産 の 部	
無形固定資産	440	株 主 資 本	26,438
投資その他の資産	3,316	資 本 金	6,052
投資有価証券	791	資 本 剰 余 金	2,022
保険積立金	151	利 益 剰 余 金	19,420
繰延税金資産	1,966	自 己 株 式	△1,056
その他	470	その他の包括利益累計額	△49
貸倒引当金	△63	その他有価証券評価差額金	188
		為替換算調整勘定	△79
		退職給付に係る調整累計額	△158
		非支配株主持分	161
		純 資 産 合 計	26,550
資 産 合 計	50,159	負 債 及 び 純 資 産 合 計	50,159

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	65,361	
その他の事業売上高	155	65,516
売上原価		
完成工事原価	53,161	
その他の事業売上原価	59	53,221
売上総利益		
完成工事総利益	12,199	
その他の事業売上総利益	95	12,295
販売費及び一般管理費		7,392
営業利益		4,903
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	33	
特許関連収入	18	
その他の	14	83
営業外費用		
支払利息	9	
支払保証料	27	
為替差損	63	
シンジケートローン手数料	5	
その他の	0	106
経常利益		4,880
特別利益		
固定資産売却益	20	20
特別損失		
固定資産除却損	23	23
税金等調整前当期純利益		4,876
法人税・住民税及び事業税		1,750
法人税等調整額		△185
当期純利益		3,311
非支配株主に帰属する当期純利益		53
親会社株主に帰属する当期純利益		3,258

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日期首残高	6,052	2,022	17,496	△1,055	24,515
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,334		△1,334
親会社株主に帰属する当期純利益			3,258		3,258
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,923	△0	1,922
2020年3月31日期末残高	6,052	2,022	19,420	△1,056	26,438

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年4月1日期首残高	277	△26	△226	24	137	24,676
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,334
親会社株主に帰属する当期純利益						3,258
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△88	△53	68	△73	24	△49
連結会計年度中の変動額合計	△88	△53	68	△73	24	1,873
2020年3月31日期末残高	188	△79	△158	△49	161	26,550

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日特建設株式会社
取締役会 御中監査法人保森会計事務所
東京都港区代表社員 公認会計士 渡部 逸雄 ㊟
業務執行社員
代表社員 公認会計士 若林 正和 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日特建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日特建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部				負債の部					
流動資産				39,991	流動負債				19,049
現金	預手	金形	金	17,837	支払	手形	金	5,754	
受取	手	債権		2,473	工事	未払	入金	5,545	
電子	記録	債権		2,435	短期	借入	金	274	
完成	工事	未収	入金	14,706	り	一ス	債	12	
販売	用不	動産		0	未	払	金	1,203	
未成	工事	支出	金	1,798	未	払	法人	税	
材料	貯蔵	品		162	未	成	工事	受入	
短期	貸付	金		30	預	成	り	入金	
未	収	入金	金	442	完	成	工事	補償	
そ	の	引当	金	107	工	事	損	引当	
貸	倒	引当	金	△1	賞	与	引当	金	
固定資産				9,522	固定負債				4,142
有形固定資産				5,479	長期借入				278
建物	・	構築	物	1,811	り	一	借入	金	
機械	器具	・	備	818	退	職	給付	引当	
工具	器具	・	備	58	そ	の	の	引当	
土	一	ス	資	2,711	負	債	合	計	
り	一	ス	資	24					
建	設	仮	勘	52					
そ	の		他	2					
無形固定資産				437	純資産の部				
投資	その	他の	資産	3,605	株主資本				26,133
投資	有価	証券	券	791	資本				6,052
関係	会社	株式	式	399	資本				2,022
破産	更生	債権	等	28	資本				1,753
長期	前払	費用		26	その				269
保険	積立	金		151	利益				19,114
繰延	税金	資産		1,858	その				19,114
そ	の	引当	金	378	繰越				19,114
貸	倒	引当	金	△28	自己				△1,056
					株式				
					評価・換算差額等				188
					その他の				188
					有価証券				188
					評価差額				188
					純資産				26,321
資産合計				49,513	負債及び純資産合計				49,513

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		63,971
完 成 工 事 高		
売 上 原 価		52,261
完 成 工 事 原 価		
売 上 総 利 益		11,710
完 成 工 事 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,056
営 業 利 益		4,654
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	32	
特 許 関 連 収 入	24	
そ の 他	9	72
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
支 払 保 証 料	27	
為 替 差 損	63	
シンジケートローン手数料	5	
そ の 他	0	104
経 常 利 益		4,622
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24	24
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	19	19
税 引 前 当 期 純 利 益		4,628
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,708
法 人 税 等 調 整 額		△178
当 期 純 利 益		3,097

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
2019年4月1日 首残高	6,052	1,753	269	17,351	△1,055	24,371
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△1,334		△1,334
当期純利益				3,097		3,097
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,762	△0	1,761
2020年3月31日 期末残高	6,052	1,753	269	19,114	△1,056	26,133

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2019年4月1日 首残高	277	24,648
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△1,334
当期純利益		3,097
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△88	△88
事業年度中の変動額合計	△88	1,673
2020年3月31日 期末残高	188	26,321

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

日特建設株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所
東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士 渡部 逸雄	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士 若林 正和	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日特建設株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

日特建設株式会社 監査役会

常勤監査役 松本信夫 ㊟

常勤監査役（社外監査役）磯野眞幸 ㊟

監査役（社外監査役）小野淳史 ㊟

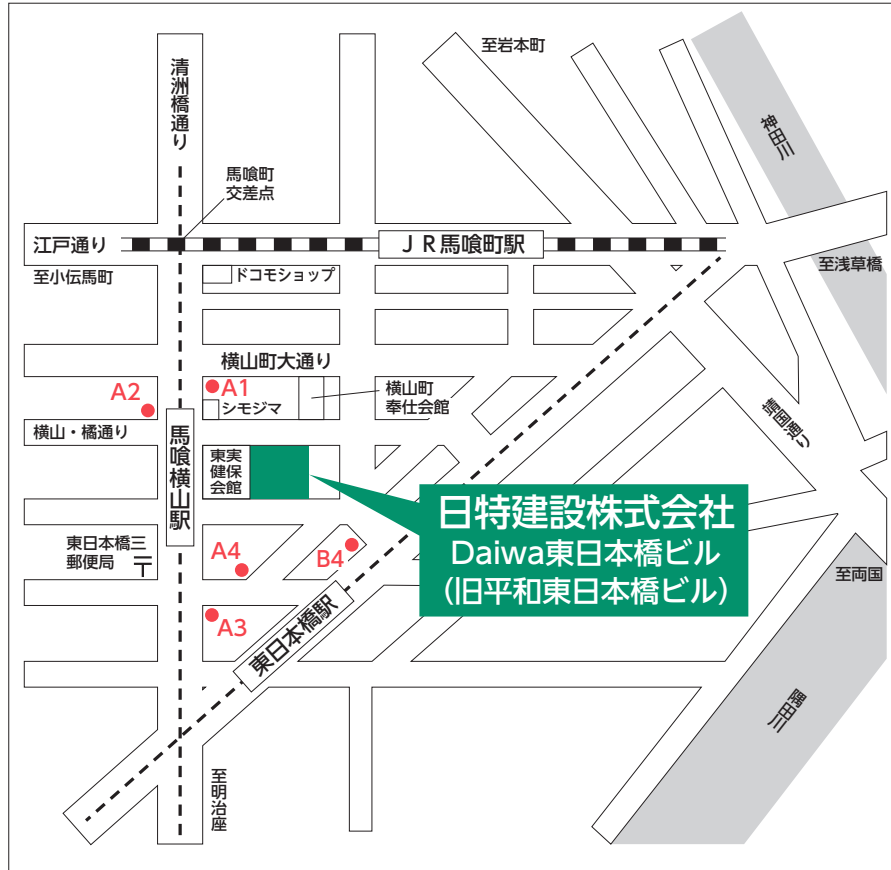
以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区東日本橋三丁目10番6号

Daiwa東日本橋ビル 6階会議室

TEL 03 (5645) 5041 (日特建設総務人事部)



- 交通案内○都営地下鉄浅草線「東日本橋駅」A4出口より徒歩1分
都営地下鉄新宿線「馬喰横山駅」A1出口より徒歩1分
J R総武本線「馬喰町駅(西口出口)」からは都営地下鉄新宿線A1出口をご利用ください。
○駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。